

6 教育課程

学校は、学校教育の目的や目標を達成するため、組織的、継続的な教育を行う公教育機関です。したがって、各学校においては、適切な教育計画を作成し実施していくことが必要であり、教育課程について理解を深め実践していくことが大切です。

1 教育課程

(1) 教育課程とは

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のことです。

(2) 教育課程の編成

教育課程は、学習指導要領等に従い、各学校において編成されるものです。

学習指導要領は、学校が公教育機関であることから、全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各教科等の目標や内容が定められているものです。

〈校種別教育課程の編成〉

小学校、義務教育学校(前期課程)

各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

中学校、義務教育学校(後期課程)、中等教育学校(前期課程)

各教科、道徳科、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

高等学校、中等教育学校(後期課程)

各教科に属する科目、総合的な探究の時間(新学習指導要領の移行措置により、現在の定時制第4学年は「総合的な学習の時間」。以下同じ)及び特別活動によって編成するものとする。

特別支援学校

幼稚部、小学部、中学部、高等部の教育課程は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じ、加えて自立活動によって編成するものとする。(知的障害者を教育する場合は、独自の各教科で編成します。また、知的障害者を教育する特別支援学校の小学部にあっては、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができます。)

教育課程は、次のような原則を踏まえ、各学校が創意工夫し、特色ある学校づくりに生かしていくことが大切です。

〈教育課程編成の原則〉

- 法令及び学習指導要領の示すところに従うこと
- 児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと
- 地域や学校の実態を十分考慮すること
- 児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮すること
- 課程や学科の特色を考慮すること（高等学校）

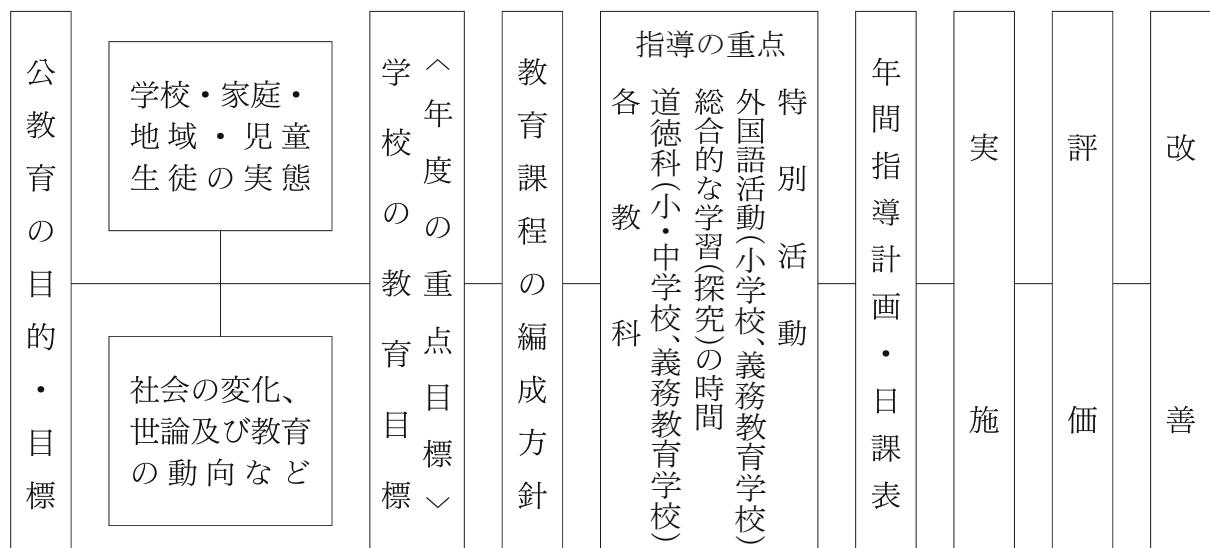
〈教育課程編成の手順〉

教育課程編成の手順は、各学校がその実態に即して考えるべきものですが、一般的には、次のような項目をあげることができます。

- 教育課程編成に対する学校の基本方針を明確にする。
- 教育課程編成のための組織と日程を決める。
- 教育課程編成のための事前の研究や調査をする。
- 教育課程編成の基本となる事項を定める。（学校の教育目標など）
- 教育課程を編成する。
- 教育課程を評価して改善する。

〈教育課程編成、実施、評価、改善の過程（カリキュラム・マネジメントの充実）〉

教育課程を編成し実施する過程においては、組織的、計画的な評価を行うことが必要であり、学校の実態を踏まえた教育課程の改善・充実を図っていくことが大切です。



(3) 授業時数等の取扱い

小・中学校、義務教育学校の各教科等の授業は年間35週（小学校第1学年は34週）以上にわたって行うよう計画し、高等学校の全日制の課程における各教科等の授業は年間35週を行うことを標準としています。

なお、年間の授業時数を確保した上で、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、特定の期間に授業を集中して行うことができることとなっています。

〈小学校の各教科等の標準授業時数〉

区分	各教科の授業時数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	時総間合の授な業時習数の	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生徒会	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語					
	語	会	数	科	活	樂	作	庭	育	語					
第1学年	306	/	136	/	102	68	68	/	102	/	34	/	/	34	850
第2学年	315	/	175	/	105	70	70	/	105	/	35	/	/	35	910
第3学年	245	70	175	90	/	60	60	/	105	/	35	35	70	35	980
第4学年	245	90	175	105	/	60	60	/	105	/	35	35	70	35	1015
第5学年	175	100	175	105	/	50	50	60	90	70	35	/	70	35	1015
第6学年	175	105	175	105	/	50	50	55	90	70	35	/	70	35	1015

（授業時数の1単位時間は45分として計算する）

〈中学校の各教科等の標準授業時数〉

区分	各教科の授業時数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	時総間合の授な業時習数の	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外國語						
	語	会	学	科	樂	術	育	庭	語						
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	35	1015	
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	35	1015	
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	35	1015	

（授業時数の1単位時間は50分として計算する）

2 指導計画

(1) 指導計画

指導計画とは、教育課程を実施するために各教科（科目）、道徳科（小・中学校）、総合的な学習（探究）の時間、外国語活動（小学校）及び特別活動等のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、教材及び時間配当、指導上の留意事項、評価の観点などを定めた、より具体的な計画です。

指導計画には、年間指導計画、単元（題材）指導計画、週指導計画（週案）、単位時間ごとの指導計画（毎時の学習指導案）などがあります。

(2) 指導計画の作成と主な配慮事項

指導計画は、各学校において、児童生徒の豊かな人間性を育み、健康な心身の発達を促すとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着及び児童生徒のよさや可能性の伸長を願って立案するものです。

作成に当たっては、次のような事項に配慮することが大切です。

- 各教科等及び各学年間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようになる。
- 児童生徒の実態を的確に把握し、児童生徒理解に基づく生徒指導の充実を図る。（学習面、生活面）
- 学習内容や教材等の精選を図り、計画した授業時数内に効果的な指導ができるようにする。
- 児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるように、指導の過程や成果を評価し、個に応じた指導の充実を図る。
- 学校の施設設備、教材・教具等を考慮し、その適切な活用を図る。
- 体験的・問題解決的な学習を重視するとともに、児童生徒の興味・関心を生かし、自主的・自発的な学習が促されるよう工夫する。
- 総合的な探求の時間の実施に当たっては、地域の実態等を十分に考慮する。

（※ 年間指導計画及び学習指導案については、「7 学習指導」を参照）

高等学校学習指導要領の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。

そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

〔 情報を的確に理解し効果的に表現する、社会的事象について資料に基づき考察する、日常の事象や社会の事象を数理的に捉える、自然の事物・現象を観察・実験を通じて科学的な概念を使用して探究する など 〕

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとめの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通じて、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教科・科目構成の見直し

- 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善。

〔 国語科における科目の再編(「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」) 地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設、公民科における「公共」の新設、共通教科「理数」の新設、など 〕

5. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・科目的特性に応じた語彙の確実な習得、主張と論拠の関係や推論の仕方など、情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成(国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(自らの考えを表現して議論すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめることなど)の充実(総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視(数学、理科)するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実(理科)などの充実により学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実(数学)
- ・将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設(理数)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・我が国の言語文化に対する理解を深める学習の充実(国語「言語文化」「文学国語」「古典探求」)
- ・政治や経済、社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色(地理歴史)、我が国の先人の取組や知恵(公民)、武道の充実(保健体育)、和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実(家庭)

道徳教育の充実

- ・各学校において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定(総則)
- ・公民の「公共」、「倫理」、特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記(総則)

外国語教育の充実

- ・統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り・発表]」「書くこと」の力をバランスよく育成するための科目(「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ」)や、発信力の強化に特化した科目を新設(「論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」)
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視して外国語能力の向上を図る目標を設定し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力を着実に育成

職業教育の充実

- ・就業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成(総則)、職業人に求められる倫理観に関する指導(職業教育に関する各専門教科)
 - ・地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善
 - ・産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」(工業)、「観光ビジネス」(商業)、「総合調理実習」(専門家庭)、「情報セキュリティ」(専門情報)、「メディアとサービス」(専門情報)を新設
- ※職業教育の充実に当たっては、必要な施設・設備の計画的な整備を促していく。

その他の重要事項

○初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・必要な資質・能力を身に付けるため、中学校との円滑な接続や、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続について明記(総則)

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- ・政治参加と公正な世論の形成、政党政治や選挙、主権者としての政治参加の在り方についての考察(公民)、主体的なホームルーム活動、生徒会活動(特別活動)
- ・財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、職業選択、起業、雇用と労働問題、仕事と生活の調和と労働保護立法、金融を通した経済活動の活性化、国連における持続可能な開発のための取組(公民)
- ・多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み(公民、家庭)
- ・世界の自然災害や防災対策(地理歴史)、防災と安全・安心な社会の実現(公民)、安全・防災や環境に配慮した住生活の工夫(家庭)
- ・高齢者の尊厳と介護についての理解(認知症含む)、生活支援に関する技能(家庭)
- ・オリンピックやパラリンピック等の国際大会は、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていること、共生社会の実現にも寄与していることなど、スポーツの意義や役割の理解(保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(総則、特別活動)
- ・我が国の領土等国土に関する指導の充実(地理歴史、公民)

○情報教育(プログラミング教育を含む)

- ・情報科の科目を再編し、全ての生徒が履修する「情報Ⅰ」を新設することにより、プログラミング、ネットワーク(情報セキュリティを含む。)やデータベース(データ活用)の基礎等の内容を必修化(情報)
- ・データサイエンス等に関する内容を大幅に充実(情報)
- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)

○部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(総則)

○子供たちの発達の支援

(キャリア教育、障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)

- ・社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることを明記(総則)
- ・通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫(総則、各教科等)
- ・日本語の習得に困難のある生徒への配慮や不登校の生徒への教育課程について新たに規定(総則)

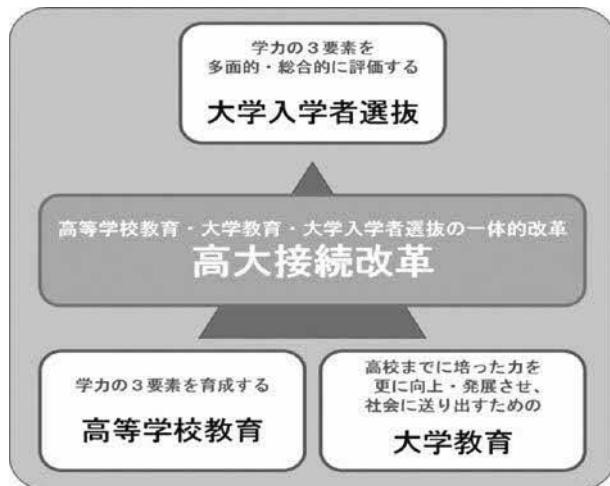
高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数
 [改 訂] [現 行]

教科	科 目	標準 単位数	必履修 科目
国語	現代の国語 言語文化 論理国語 文学国語 国語表現 古典探究	2 2 4 4 4 4	○ ○
地理歴史	地理総合 地理探究 歴史総合 日本史探究 世界史探究	2 3 2 3 3	○ ○
公民	公共 倫理 政治・経済	2 2 2	○
数学	数学 I 数学 II 数学 III 数学 A 数学 B 数学 C	3 4 3 2 2 2	○ 2単位まで減可
理科	科学と人間生活 物理基礎 物理 化学基礎 化学 生物基礎 生物 地学基礎 地学	2 2 4 2 4 2 4 2 4	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
保健体育	体育 保健	7~8 2	○ ○
芸術	音楽 I 音楽 II 音楽 III 美術 I 美術 II 美術 III 工芸 I 工芸 II 工芸 III 書道 I 書道 II 書道 III	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	○
外国語	英語コミュニケーション I 英語コミュニケーション II 英語コミュニケーション III 論理・表現 I 論理・表現 II 論理・表現 III	3 4 4 2 2 2	○ 2単位まで減可
家庭	家庭基礎 家庭総合	2 4	□ ○
情報	情報 I 情報 II	2 2	○
理数	理数探究基礎 理数探究	1 2~5	
総合的な探究の時間		3~6	○ 2単位まで減可

教科	科 目	標準 単位数	必履修 科目
国語	国語総合 国語表現 現代文 A 現代文 B 古典 A 古典 B	4 3 2 4 2 4	○ 2単位まで減可
地理歴史	世界史 A 世界史 B 日本史 A 日本史 B 地理 A 地理 B	2 4 2 4 2 4	□ ○ □ ○ □ □
公民	現代社会 倫理 政治・経済	2 2 2	「現代社会」又は「倫理」「政治・経済」
数学	数学 I 数学 II 数学 III 数学 A 数学 B 数学活用	3 4 5 2 2 2	○ 2単位まで減可
理科	科学と人間生活 物理基礎 物理 化学基礎 化学 生物基礎 生物 地学基礎 地学 理科課題研究	2 2 4 2 4 2 4 2 4 1	□ □ 「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
保健体育	体育 保健	7~8 2	○ ○
芸術	音楽 I 音楽 II 音楽 III 美術 I 美術 II 美術 III 工芸 I 工芸 II 工芸 III 書道 I 書道 II 書道 III	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	□ ○
外国語	コミュニケーション英語基礎 コミュニケーション英語 I コミュニケーション英語 II コミュニケーション英語 III 英語表現 I 英語表現 II 英語会話	2 3 4 4 2 4 2	○ 2単位まで減可
家庭	家庭基礎 家庭総合 生活デザイン	2 4 4	□ ○
情報	社会と情報 情報の科学	2 2	□ ○
総合的な学習の時間		3~6	○ 2単位まで減可

高大接続改革について

グローバル化の進展、技術革新、国内における生産年齢人口の急減などに伴い、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てることが必要とされている中、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて学力の3要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を確実に育成・評価する、三者の一体的な改革である「高大接続改革」が、国において進められています。



■ 高等学校教育改革 《「学力の3要素」の確実な育成》

- 教育課程の見直し
 - ・高等学校学習指導要領の改訂（育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し）
 - ・社会に開かれた教育課程の実現（地域・家庭との連携・協働）など
- 学習・指導方法の改善と教員の資質能力の向上
 - ・「主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）」の視点からの授業改善
 - ・教員の養成・採用・研修の各段階を通じた抜本的な改革など
- 多面的な評価の推進
 - ・高校生に求められる基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図る「高校生のための学びの基礎診断」の活用
 - ・学びのプロセスを記述し振り返ることができる教材「キャリア・パスポート」の作成
 - ・指導要録参考様式の見直しなど

■ 大学入学者選抜改革 《「学力の3要素」の多面的・総合的評価》

- 「大学入学共通テスト」の導入
 - ・思考力・判断力・表現力の一層の重視
- 個別入学者選抜の改革
 - ・新たな評価方法の開発・普及（評価手法（eポートフォリオ等）の調査研究）
 - ・入学者選抜に関する新たなルールの設定（入試区分（一般入試、AO入試、推薦入試）の在り方の見直しを踏まえた、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜の導入、入学前教育の充実）
 - ・調査書や提出書類等の改善（大学入学前の学習や多様な活動等に関する評価の充実）など

■ 大学教育改革 《「学力の3要素」の更なる伸長》

- 「三つの方針」に基づく大学教育の質的転換
 - ・「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の一体的な策定・公表の制度化
- 認証評価制度の改善
 - ・大学評価基準において定める評価事項に係る省令の改正（大学評価基準における共通項目の充実等）
 - ・評価の質の向上など

カリキュラム・マネジメントの充実

1 「カリキュラム・マネジメント」とは

カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、学習指導要領では次のように示されています。(※下線部①～③の三つの側面から整理されています。)

小（中）学校学習指導要領第1章 総則 第1 小（中）学校教育の基本と教育課程の役割
4 各学校においては、①児童（生徒）や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

2 「カリキュラム・マネジメント」の充実に向けた取組

カリキュラム・マネジメントの充実を図るために具体的な取組例について、解説総則編には、次のように示されています。

（1）具体的な取組

- ア 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握すること
(例) 各種調査結果やデータ等に基づく児童生徒の姿や学校及び地域の現状の把握、保護者や地域住民の意向等の把握 など
- イ カリキュラム・マネジメントの三つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと
(ア) 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
(例) 教育目標の実現に必要な教育内容等の選択、各教科等と関連を図った指導計画の作成、児童生徒の生活時間と教育内容との効果的な組み合わせの検討 など
(イ) 教育課程の実施状況を把握してその改善を図っていくこと
(例) 各種調査結果やデータ等を活用した児童生徒や学校、地域の実態の定期的な把握、教育目標の実施状況や教育課程の実施状況の確認及び分析に基づく課題の洗い出し など
(ウ) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
(例) 教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境などの把握と活用 など

（2）取組の手順（例）※下線は、今回の改訂で新たに追加されたもの

- (1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。
(2) 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める。

教育課程の編成・実施は、校長のリーダーシップの下、組織的かつ計画的に取り組む必要がある。教育課程の編成・実施を担当する組織を確立するとともに、それを学校の組織全体の中に明確に位置付ける。また、編成・実施の作業日程を明確にするとともに、学校が行う他の諸活動との調和を図る。その際、既存の組織や各種会議の在り方を見直し必要に応じ精選を図るなど業務改善の観点をもつことも重要である。

- (3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。
(4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。

- (5) 教育課程を編成する。
ア 指導内容を選択する。
～中略～

(オ) 学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力など、学校として、教科等横断的な視点で育成を目指す資質・能力を明確にし、その育成に向けた適切な指導がなされるよう配慮する。

～中略～

(キ) 各教科等の指導内容に取り上げた事項について、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるよう、単元や題材など内容や時間のまとめを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方を検討する。

- イ 指導内容を組織する。
ウ 授業時数を配当する。

- (6) 教育課程を評価し改善する。

実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にして改善を図る。

- ア 評価の資料を収集し、検討する。

- イ 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにする。

- ウ 改善案をつくり、実施する。